

令和2年度監査計画

令和2年度における監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）について、上牧町監査基準第7条第1項の規定に基づき、次のとおり監査計画を定める。

なお、この監査計画は、監査委員の協議において必要と認めるときは、予定を変更し、又は追加することがある。

1. 実施方針

令和2年度の監査等は、次の実施方針に基づき実施する。

- ① 町の事務や事業について、法令に適合し、正確であることの観点はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点からも検証する。
- ② 定期監査は、町の監査資源等を勘案のうえ、全対象部署につき2年度で一巡するサイクルとし、今年度に約半数の部署を対象に行政監査と併せて実施する。
- ③ 今年度定期監査の対象でない部署の行政監査については、例月出納検査実施日に併せて実施する。
- ④ 監査の実施においては、新型コロナウイルスの異常な感染拡大にともなう各部署における諸課題が山積しており、新監査基準における重点リスクへの対応課題として留意する。
- ⑤ 監査の有効性を確保するため、指摘等に対する改善状況を適切に把握し、是正・改善を求めて行く。
- ⑥ 監査結果の情報を町ホームページにて、町民にわかりやすく発信する。

2. 監査等の種類、対象、時期、実施体制等

監査等の種類、対象、時期、実施体制等については、次のとおりとする。

(1) 財務監査（地方自治法第199条第1項）

財務に関する事務の執行が、適切かつ効率的に行われているか。また経営に係る事業の管理が、合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼として実施することとし、例月出納検査の結果を踏まえ、一体的に行うものとする。

① 定期監査（地方自治法第199条第4項）

定期監査の進め方として、事前に資料の提出を求め、資料に基づき対象部署の管理者・関係職員などに説明を求め質問を行う。監査時期は令和2年11月又は12月に実施するものとする。

② 臨時監査（地方自治法第199条第5項）

監査委員の協議において臨時監査が必要であると認めるとき、定期監査に準じて実施するものとする。

(2) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

行政監査の進め方として、職員の配置、事務処理の手続き等の町の一般行政事

務が適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。定期監査時又は例月出納検査実施日に併せて実施するものとし、監査結果の報告は定期監査報告書で行う。

(3) 財政援助団体等の監査（地方自治法第199条第7項）

財政援助団体等の監査は、財政的援助を与えている団体等の当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が法令等に従って適正に行われているか、当該財政援助等の目的に沿っているかどうかを主眼として実施する。監査委員の協議において必要と求めるとき、または町長の要求に基づき実施するものとする。

(4) 決算審査（地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項）

決算審査は、提出された決算書及び関係書類の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行または事務事業の経営が適正かつ経済的・効率的に行われているかについて審査する。また、各事務事業が地方自治法の趣旨に沿って行われているかについて検証するものとし、例月出納検査の結果を踏まえ、一体的に行うものとする。決算審査は一般会計、各特別会計及び上牧町水道事業会計を対象とし、対象部下の管理者・関係職員などに説明を求め質問を行う。審査は7月又は8月に実施する。ただし、やむを得ない事由があるときは、これを変更することができる。

(5) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

例月出納検査は、近年における財務情報のシステム化が進展していることを踏まえ、現金出納の帳簿である財務システムの残高と現金の所在である指定金融機関の残高が一致しているかどうかの確認を主体とする。検査は、毎月10日に実施するものとするが、やむを得ない事由があるときは、これを変更することができる。

(6) 基金運用状況の審査（地方自治法第241条第5項）

基金運用状況の審査は、各基金についての計数の確認を行うとともに、基金が目的に沿って適切かつ効率的に運用されているかどうかを主眼として実施するものとして、例月出納検査の結果を踏まえ、一体的に行うものとする。資料に基づき関係職員に説明を求め質問を行う。決算審査と併せて実施するものとし、審査結果の報告は決算審査意見書で行う。

(7) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同第22条第1項）

健全化判断比率等審査は、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの基礎となる次項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施する。資料に基づき関係職員に説明を求め質問を行う。審査は、7月又は8月に実施する。

別紙

○監査等におけるグループ分け

Aグループ

総務課 徴収課 会計課

上下水道課

まちづくり創生課 生活環境課

こども支援課

社会教育課

Bグループ

政策調整課 税務課 議会事務局

住民課 保険年金課 福祉課 生き生き対策課

教育総務課